

令和 8 年 度 第 2 回

監 査 報 告 書

千 葉 県 監 査 委 員

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定に
より、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

千葉県監査委員 山 口 新 二

千葉県監査委員 川 口 明 浩

千葉県監査委員 茂 呂 剛

千葉県監査委員 森 岳

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和 2 年千葉県監査委員告示
第 1 号）に準拠したものである。

目 次

第1 監 査 の 概 要

- 1 定 期 監 査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (1) 監 査 等 の 種 類・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・1
- (3) 監 査 の 対 象 等・・・・・・・・・・・・2

第2 定期監査の結果

- 1 普 通 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・3
- (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・5
 - ア 総 務 部・・・・・・・・5
 - イ 健 康 福 祉 部・・・・・・・・6
 - ウ 環 境 生 活 部・・・・・・・・6
 - エ 農 林 水 産 部・・・・・・・・7
 - オ 教 育 庁・・・・・・・・8
 - カ 総 務 部 出 先 機 関・・・・・・・・9
 - キ 県 土 整 備 部 出 先 機 関・・・・・・・・10
 - ク 教 育 委 員 会 教 育 機 関・・・・・・・・11
- (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・12
- 2 公 営 企 業 会 計・・・・・・・・14
- (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・14
- (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・14
 - ア 県 土 整 備 部・・・・・・・・14
 - イ 企 業 局・・・・・・・・14
 - ウ 企 業 局 出 先 機 関・・・・・・・・15
 - エ 病 院 局・・・・・・・・15
- (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・16

第3 令和7年度会計定期監査の結果について・・・・17

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例に基づき解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用や処分の検討状況を確認する。

イ 適正な事務執行について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が進められ、それらが効果を上げているかを確認する。

ウ 事務事業の効果的な実施について

本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を上げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和7年度会計に係る執行分			
イ 実施した期間	令和8年5月1日から令和8年8月31日まで			
ウ 監査実施機関数	普通会計	150機関（うち本庁	115機関	出先機関 35機関）
	公営企業会計	21機関（うち本庁	14機関	出先機関 7機関）
	計	171機関（うち本庁	129機関	出先機関 42機関）

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した150機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…29機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (7件)

- ・ 執行体制について、再発防止を求めたもの・・・3件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項 (31件)

- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・11件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・8件
- ・ 執行体制について、再発防止を求めたもの・・・4件
- ・ 補助事業等について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件
- ・ 公印の管守について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 収入未済について、解消を求めたもの・・・1件
- ・ 債権について、適正な管理を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項 (81件)

- ・ 支払の時期に係るもの・・・15件
- ・ 収入事務に係るもの・・・14件
- ・ 支出事務に係るもの・・・9件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・9件
- ・ 収入未済に係るもの・・・6件
- ・ 債権管理に係るもの・・・4件
- ・ 物品の調達に係るもの・・・4件
- ・ 個人情報の管理に係るもの・・・4件
- ・ 事務手続に係るもの・・・4件
- ・ 契約事務に係るもの・・・4件
- ・ 補助事業等に係るもの・・・3件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・3件
- ・ 工事の積算に係るもの・・・1件
- ・ 予算の令達に係るもの・・・1件

エ 意見 (1件)

- ・ 契約事務に係るもの・・・1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
管財課	注意事項 委託料等の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件 (1,000 円) の発生が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 意見 県が保有するテレビ受信機能付のカーナビ等について、未契約の機器が多数あることが判明し、その結果、受信料が支払われていなかった事例が認められた。 関係法令・制度を把握し、適正な管理及び契約手続がなされるよう、引き続き、各所属に対し再発防止に向けた指導を行っていただきたい。
税務課	注意事項 ① 不動産取得税について、課税額を誤った事例 (過小 9 件 20,900 円) が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 ② 自動車整備事業者等が利用する「ちば自動車税納付確認サイト」について、サーバ証明書の更新を怠ったことにより、5 日間にわたるアクセス障害が発生した事例が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 ③ 納入通知書の発付について、所定の決裁を経ることなく公印を使用した事例が認められた。 今後は、公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、押印に当たっては、財務システム上の決裁状況の確認を徹底するなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
学事課	注意事項 令和 6 年度私立学校経常費特別補助金について、交付済みの補助金の一部 (1 件 1,560,000 円) を返還させた事例が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
総務ワークステーション	注意事項 需用費の支払について、契約の履行に要件不足があったにもかかわらず支払を行った事例が長年にわたり認められた。 検査の形骸化は、公費の適正かつ効率的な執行を大きく損なうものである。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。

イ 健康福祉部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
疾病対策課	注意事項 令和５年度臨床調査個人票電子化等推進事業補助金について、国庫補助所要額を過小に報告し、国庫補助金の一部（１件 382,000 円）を受け取れない事例が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。
児童家庭課	指摘事項 委託料の支払について、過払い 26 件 (10,671,264 円) が認められた。 算出金額の確認が不十分であり、過払いが発生したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、根拠資料を十分に確認し、知識の習熟を図るなど、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 負担金について、調定額を誤った事例（過大 3 件 2,497,000 円）が認められた。 今後は、決裁過程において算出根拠の確認を徹底するなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。
子育て支援課	指摘事項 委託料の支払について、誤払い 1 件（450,235 円）が認められた。 決裁の確認が不十分であり、誤払いが発生したことは遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
医療整備課	注意事項 委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 2 件（4,500 円）の発生が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ウ 環境生活部

<スポーツ・文化局>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
文化振興課	指摘事項 旧御子神家住宅建造物保存修理事業について、履行期限内に一部業務が完了せず、当該未履行分が国庫補助金の対象外となり、県の一般財源により支出（１件 743,000 円）した事例が認められた。 本件は、不適切なスケジュール管理及び履行確認が原因であり、県に多額の損害を与えたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、管理職等による進捗管理を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

エ 農林水産部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
販売輸出戦略課	注意事項 委託料及び役務費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件（71 円）の支払が認められた。 支払遅延は相手方に対して不利益を与えるとともに、遅延利息の発生により県の損害に直結する問題である。 今後は、事務処理のスケジュールを可視化するなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施するとともに、組織的な進捗管理を実施すること。
環境農業推進課	注意事項 令和 6 年度環境保全型農業直接支払交付金について、交付済みの交付金の一部（1 件 22,500 円）を返還させた事例が認められた。 今後は、市町村からの実績報告に添付させる資料を見直し、市町村が関係事務を適正に実施しているか県が十分確認できるようにするなど、再発防止に向けた対策を講じること。
耕地課	指摘事項 土地改良事業に係る市町負担金について、議案書への記載漏れにより、県議会の議決を経ないまま負担金額を決定し、市町から徴収していた事例が認められたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、事業実施状況と議案書の突合確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
畜産課	注意事項 ① 前渡資金の精算手続等について、適正を欠く事例が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 土地使用料について、調定が欠落している事例が 2 件（23,100 円）認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。
森林課	注意事項 需用費等の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件（100 円）の発生が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

オ 教育庁
＜企画管理部＞

監査対象機関	指 摘 事 項 等
教育総務課	注意事項 ① 特別徴収義務者として納付すべき職員の市県民税（歳入歳出外現金）について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う延滞金 3 件（4,200 円）の支払が認められた。 今後は、給与事務に係る知識の習熟を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 ② 刈払機を使用した除草作業について、飛び石に対する防護措置が不十分であったことにより県民の財産を毀損し、賠償金 1 件（84,392 円）を支払った事例が認められた。 今後は、刈払機の使用に係る安全衛生教育の実施に努めるとともに、適切な防護措置を講じるなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
教育政策課	注意事項 令和 6 年度補習等のための指導員等派遣事業について、国の補助金の一部（1 件 12,000 円）を返還した事例が認められた。 今後は、実績報告に数値の根拠となる資料を求めるとともに、補助対象経費の適正な確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
教育施設課	指摘事項 県立下総高等学校発注工事について、契約後に最低制限価格の誤りが判明し、本来であれば落札者ではない相手方と契約を締結していた（852,000 円の過大）事例が認められた。 正確な最低制限価格の算出は適正な発注の前提であるにもかかわらず、本事案は、誤りにより本来落札者となり得る者を失格とし、県に不要な費用を生じさせるとともに、県民の信用を損なうものであり遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的なチェック体制を強化するなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。

<教育振興部>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
生涯学習課	注意事項 令和 6 年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金について、交付済みの補助金の一部（1 件 332,000 円）を返還させた事例が認められた。 今後は、実績報告に数値の根拠となる資料を求めるとともに、補助対象経費の適正な確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
学習指導課	注意事項 報酬の支払について、過払い 1 件（13,000 円）が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
児童生徒安全課	注意事項 備品購入費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件（100 円）の発生が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。
保健体育課	注意事項 委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 2 件（28,200 円）の発生が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。
文化財課	注意事項 過年度分の需用費の支払について、過払い 7 件（1,565 円）が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

カ 総務部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
松戸県税事務所	注意事項 個人事業税について、課税誤りに伴う還付加算金の支出 2 件（10,600 円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、課税の根拠となる書類の確認を徹底するとともに、作業スケジュールの検討など、再発防止に向けた対策を講じること。
柏県税事務所	注意事項 個人事業税及び不動産取得税について、課税誤りに伴う還付加算金の支出 5 件（173,400 円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、課税の根拠となる書類の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。

キ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
葛南土木事務所	指摘事項 道路使用料について、令和 6 年度分の調定が欠落している事例 4 件（131,427 円）及び令和 7 年度分の調定が遅延している事例 198 件（174,871,058 円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 役務費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件（100 円）の発生が認められた。 今後は、支払の進捗確認を徹底するなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。
東葛飾土木事務所	注意事項 ① 県が引き継ぐ道路街路灯について、所有権移転手続等の遅延により、県が支払うべき電気料金を事業者に負担させていた事例が認められた。また、その賠償に当たり支出科目の誤りが認められた。 今後は、書面による記録の徹底やチェックシート等を活用し、組織的に進捗状況を把握するとともに、再発防止に向けた対策を講じること。また、支出科目の更正を行うこと。 ② 河川水面使用料について、令和 3 年度から令和 6 年度分の調定が欠落している事例が 4 件（10,800 円）認められた。 今後は、河川現況台帳調書への正確な記載を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。
印旛土木事務所	注意事項 道路使用料及び土地貸付収入（普通財産貸付料）について、調定額を誤った事例（過大 7 件 9,282 円）が認められた。 今後は、正確な台帳管理を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。
葛南港湾事務所	注意事項 ① 雑入について、6,264,637 円の収入未済が認められた。 今後は、債務者への催告を実施するとともに、消滅時効の進行状況を適切に把握するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 ② 過年度に消滅時効が完成した債権 46 件（2,333,745 円）について、前回監査に引き続き、不納欠損処理をせず翌年度へ調定を繰越していた事例が認められた。 今後は、債権管理台帳を整備し、消滅時効の進行状況を適切に把握するとともに、債権が消滅した際には速やかに不納欠損処理を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ク 教育委員会教育機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
薬園台高等学校	指摘事項 職員による物品の損壊について、財務規則に基づく報告を教育長へ行わず、教育長による調査や処分、監査委員による賠償額の決定等の手続を経ることなく、当該職員から物品の寄附を受け入れた事例が認められた。 職員への賠償請求を検討することなく、実質的な賠償として寄附の受入れを行ったことは、遵法意識を欠くものである。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、関係法令を厳守するとともにコンプライアンス意識の醸成を図り、適切な管理体制を確立するなど、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 雑入（P T A空調電気使用料）について、複数年度にわたって調定額を誤った事例（過小6件5,717円）が認められた。 今後は、根拠資料の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

(3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 115機関】

※括弧内の機関名は、令和8年4月1日現在の機関名

実施機関名		実施年月日
総務部	秘書課、総務課、人事課、財政課、資産経営課、管財課、税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、総務ワークステーション ＜デジタル改革推進局＞ デジタル戦略課、デジタル推進課、情報システム課	令和8年8月18日
総合企画部	政策企画課、地域づくり課（産業拠点整備戦略課）、国際課、報道広報課、統計課、水政課、成田空港政策課、空港地域共生課、交通計画課、多様性社会推進課	令和8年8月17日
防災危機管理部	危機管理政策課、防災対策課、消防課、産業保安課	令和8年8月26日
健康福祉部	健康福祉政策課（健康福祉政策課、こども・若者政策課）、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課	令和8年8月26日
環境生活部	環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課、温暖化対策推進課、廃棄物指導課、ヤード・残土対策課、くらし安全推進課、県民生活課 ＜スポーツ・文化局＞ 生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、文化振興課	令和8年8月25日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課、カーボンニュートラル推進課、企業立地課、観光政策課、雇用労働課、産業人材課	令和8年8月20日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、販売輸出戦略課、担い手支援課、農地・農村振興課、環境農業推進課、耕地課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和8年8月20日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産業課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課、宅地安全課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	令和8年8月24日
出納局	出納局	令和8年8月17日
県議会事務局	県議会事務局	令和8年8月24日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育課、教職員課、保健体育課、文化財課	令和8年8月25日
警察本部	警察本部	令和8年8月18日
委員会等	監査委員事務局	令和8年8月24日
	人事委員会事務局	令和8年8月24日
	労働委員会事務局	令和8年8月24日
	海区漁業調整委員会事務局	令和8年8月20日
	収用委員会事務局	令和8年8月24日

【普通会計（出先機関等） 35 機関】

実施機関名		実施年月日
総務部	中央県税事務所、千葉西県税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、東金県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、木更津県税事務所、市原県税事務所	令和8年7月14日
	船橋県税事務所、自動車税事務所	令和8年7月16日
健康福祉部	市川児童相談所	令和8年6月5日
農林水産部	千葉農業事務所	令和8年5月21日
	印旛農業事務所	令和8年6月16日
	香取農業事務所	令和8年5月12日
	海匝農業事務所	令和8年7月9日
	夷隅農業事務所	令和8年6月26日
	畜産総合研究センター	令和8年6月12日
	銚子漁港事務所	令和8年5月27日
	南部漁港事務所	令和8年6月25日
県土整備部	葛南土木事務所	令和8年7月16日
	東葛飾土木事務所	令和8年5月19日
	印旛土木事務所	令和8年6月5日
	海匝土木事務所	令和8年6月2日
	夷隅土木事務所	令和8年6月26日
	安房土木事務所	令和8年7月10日
	葛南港湾事務所	令和8年7月17日
	北千葉道路建設事務所	令和8年5月15日
教育委員会 教育機関	薬園台高等学校	令和8年7月2日
警察署	千葉南警察署	令和8年5月21日
	四街道警察署	令和8年6月12日
	館山警察署	令和8年6月25日

2 公営企業会計

監査を実施した21機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…4機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項（1件）

- ・ 入札情報の漏えいについて、再発防止の継続的な取組を求めたもの・・・1件

イ 注意事項（2件）

- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項（7件）

- ・ 契約事務に係るもの・・・2件
- ・ 支出事務に係るもの・・・2件
- ・ 収入事務に係るもの・・・2件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・1件

エ 意見（1件）

- ・ 経営に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 県土整備部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
下水道課	注意事項 消費税及び地方消費税の納付について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う延滞税1件（18,500円）の支払が認められた。 今後は、支払予定日のリストを活用した組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

イ 企業局

監査対象機関	指 摘 事 項 等
総務企画課	指摘事項 企業局の職員2名が官製談合防止法等違反により罰金刑を受けた事例が認められた。これは県の社会的信用を失墜させるものであり誠に遺憾である。 職員のコンプライアンス意識の向上を図るための研修を実施するなど、再発防止の取組が実施されているところであるが、取組が形骸化することのないよう、引き続き再発防止に努めること。

ウ 企業局出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
ちば野菊の里浄水場	注意事項 松戸給水場照明設備更新工事について、入札手続の誤りにより契約を解除した事例が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

エ 病院局

監査対象機関	指 摘 事 項 等
経営管理課	意見 令和 7 年度は、診療単価の上昇等により医業収益が増加したものの、給与改定に伴う給与費の増加や高額薬剤等による材料費の増加等により、依然として純損失の計上が続く状況にある。 令和 14 年度末の収支黒字化という目標達成のためには、収益確保や費用削減策を講じるなど、構造的な経営改善を図ることが不可欠である。 今後は、令和 7 年度に実施した外部コンサルティングの検証結果を踏まえ、業務改善を進めるとともに、人員配置等について検討を深めるなど、実効性のある経営改善の取組へ着実に繋げることを求める。

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁） 14機関】

※括弧内の機関名は、令和8年4月1日現在の機関名

実施機関名		実施年月日
県土整備部	下水道課	令和8年7月23日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和8年7月22日
水道部	計画課（計画課、建設課）、浄水課、給水課	令和8年7月22日
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	令和8年7月22日
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	令和8年7月22日
病院局	経営管理課	令和8年7月23日

【公営企業会計（出先機関） 7機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部	江戸川下水道事務所	令和8年6月5日
企業局	千葉水道事務所	令和8年7月21日
	施設整備センター	令和8年7月14日
	ちば野菊の里浄水場	令和8年5月27日
	栗山給水場	令和8年5月27日
	北船橋給水場	令和8年5月27日
	松戸給水場	令和8年5月27日

第3 令和7年度会計定期監査の結果について

令和7年度会計の定期監査については、令和7年9月から令和8年8月までの期間において、普通会計451機関、公営企業会計39機関について実施してきたところである。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…普通会計62機関、公営企業会計11機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が13件、注意事項が60件であり、令和6年度会計と比較し、指摘事項は11件減少、注意事項は4件減少した。

また、日本放送協会への受信料の不払いについて、意見を付した。

一方、公営企業会計では、指摘事項が6件、注意事項が9件であり、令和6年度会計と比較し、指摘事項は2件増加、注意事項は1件増加した。

また、病院事業における経営改善の取組について、意見を付した。

比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で186件、公営企業会計で20件となっており、依然として多い状況にある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、履行期限内に一部業務が完了せず、当該未履行分が国庫補助金の対象外となった事例、市町負担金に係る議会への上程が漏れた事例などが認められた。

公営企業会計では、委託業務等の完了後に調達回議書を起票した事例、官製談合防止法等違反が発生した事例などが認められた。

こうした不適切な事例の多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。

指摘事項等のあった機関においては、再発防止策を確実に実施するとともに、今回指摘事項等のなかった機関においても、他機関の監査における指摘事項等の事例を参考にしつつ、内部統制の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していただきたい。

【参考】指摘事項等事由別件数

1 普通会計

※()内は前年度の件数

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	0(0)	23(34)
	調定事務	2(8)	32(23)
	その他の歳入事務	1(3)	34(26)
歳出	支払時期	2(3)	28(21)
	契約事務	1(1)	9(6)
	工事等の積算	1(0)	1(1)
	その他の歳出事務	3(5)	14(5)
財産の管理	0(0)	0(1)	17(16)
個人情報等の紛失等	0(0)	3(2)	7(18)
その他	3(4)	11(4)	21(19)
計	13(24)	60(64)	186(169)

2 公営企業会計

※()内は前年度の件数

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0(0)	0(0)	0(2)
収入事務	1(0)	0(0)	7(6)
支出事務	4(1)	8(2)	8(7)
契約事務	0(0)	1(5)	4(0)
財産の管理	0(3)	0(1)	0(1)
その他	1(0)	0(0)	1(1)
計	6(4)	9(8)	20(17)